様式第７（第１１条関係）

再生可能エネルギー発電事業廃止届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）

申請者　　住　所　（〒　　－　　）

（注１）

（ふりがな）

氏　名

実印

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印）

電話番号　（　　）　　－

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第１１条の規定により認定された再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したいので、次のとおり届け出ます。

廃止対象事業計画

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
発電設備の出力（ｋＷ）	
発電設備の設置場所	
運転開始の有無（注２）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　　年　　月　　日）

担当経済産業局（注３）　＿＿＿＿

廃止事業情報			備　考
設備撤去日（注４）	年　　月　　日		
設備廃棄予定日（注５）	年　　月　　日		
廃止理由			□別紙あり
調達期間終了後の設備の用途	□売電継続	売電先　　： 売電開始　　：　　年　　月　　日 売電終了　　：　　年　　月　　日 発電設備の出力：　　kW 売電単価　　：　　円/kW	
	□自家消費		
	□なし（調達期間終了後廃棄）		
事業廃止後の土地の用途（注６）	□新たな再生可能エネルギー事業の実施 □原状回復（原状における用途：　　） □更地化 □その他　（　　）		

添付書類（注７）	書類の種類	書　類　名	備　考
	①印鑑証明書（注８）		
	②産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し（注９）		
	③設備を売却したことを証する書類（注１０）		
	④罹災証明書（注１１）		
	⑤写真（設備の取り外し前・中・後）（注１２）		
	⑥その他（注１３）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
（注３）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
　Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
　Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
　Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注４）　発電設備の撤去が完了した日を記載すること。
（注５）　発電設備の最終処分予定日又は設備の引渡し予定日を記載すること。
（注６）　発電設備が太陽光発電設備（屋根設置）の場合を除き記載すること。
（注７）　廃止の理由や方法に応じて、必要な書類を添付すること。
（注８）　本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
（注９）　発電設備を廃棄する場合に添付すること。収集・運搬業者による署名または押印がなされたマニ